

平成27年度「起業家教育普及促進事業」
小中学校における起業家教育モデルプログラム 対象経費の考え方

1. 申請方法等

- (1)申請代表者^(※)が事務局に対して申請することとします。
- (2)申請代表者は、資金使途の必要性および有効性について、関係者等と十分に協議し、事業計画に見合った適切な規模の経費を申請して下さい。
- (3)申請時に資金使途と経費の内訳等を提出して頂きます。

(※)起業家教育実施校としての応募の場合は、その小中学校。
学校コンソーシアムとしての応募の場合は、幹事校もしくは幹事団体。

2. 支給額

1件につき50万円以上500万円以下(消費税込)とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当省と調整した上で決定することとします。

(1)対象となる経費

以下の本事業に必要な経費が対象となります。

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費(委託先の人件費)
II. 事業費	
教材費	事業を行うために必要な経費の中で、小中学校で授業を開催するために必要な教材費
旅費	事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会議費	会議を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等
謝金	外部講師やアドバイザー等への謝金
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一

	般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費
外注費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費。</p> <p>授業計画・内容のアドバイスやコーディネートをする民間団体等への再委託費も含まれる。</p> <p>※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
普及広報費	本事業の普及広報のためのホームページの運営に係る経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等)の一部を委託するのに必要な経費。</p> <p>授業計画・内容のアドバイスやコーディネートをする民間団体等への再委託費も含まれる。</p> <p>※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において、一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること)。</p>

(2)直接経費として計上できない経費

以下の費目は、原則、支払対象となりませんが、本事業の遂行上必要不可欠な場合は例外的に認める場合があります。

- ・小中学校の教職員や自治体職員の人件費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

また、モデル校に採択され事務局と委託契約を締結する前に発生した費用は、事務局が開催する説明会の旅費を除き、当事業の支出対象外です。

3. 団体種別ごとの精算方法の違い(下記に例を提示)

(1)起業家教育実施校としての応募の場合

応募していただいた小中学校が清算に関する報告・請求を行う義務を負います。

(2)学校コンソーシアムとしての応募の場合

幹事校もしくは幹事団体が清算に関する報告・請求を行う義務を負います。

なお、下記の形式での清算が想定されます。

- ① 小中学校のみがコンソーシアムを組んで応募する場合 : 幹事校が経費支出を取りまとめ、清算に関する報告・請求を本事業事務局に対し行う。
- ② 市町村教育委員会、都道府県教育委員会、市町村、都道府県が幹事団体として、管轄地域の小中学校をとりまとめて応募を行う場合 : 幹事団体が小中学校の経費支出を取りまとめ、清算に関する報告・請求を本事業事務局に対し行う。
- ③ 中間支援団体(株式会社・特定非営利活動法人・一般社団法人等の起業家教育中間支援を行う各種法人)が幹事団体となり、コンソーシアムを組んで応募する場合: 幹事団体が小中学校の経費支出を取りまとめ、清算に関する報告・請求を本事業事務局に対し行う。

以上